

公益財団法人日本バレーボール協会 第1回理事会 議事録

日 時：平成23年2月15日(金) 16:30~18:00

会 場：ANA インターコンチネンタル東京 地下1階「プリズム」(東京・港区)

出席者：立木代表理事、中野・岩満・倉橋・竹内・岩井・森田・残間・紺屋・大塚・小島各理事
岡崎・高橋・大久保各監事

欠席者：山岸・下山・三屋・ゼッターランド・小場各理事

陪席者：五十嵐・三浦・谷地・斎藤・小田桐・江原・平澤(事務局)

理事現在数16名、うち出席11名、欠席5名で定款第41条に基づき理事会が成立。議事録署名人に中野理事を選出。16時40分、立木代表理事を議長に議事に入る。

<審議事項>

1. 理事会運営規程について

(岩満理事 事務局長) 資料(規程案)に基づき説明。

12月の理事会で評議員会運営規程について議決いただいたが、その際に示した目的と同様、ガバナンスを考慮し、理事会運営規程を作成した。新公益法人制度の法令には、理事会に関する定めが様々あり、これを表現しつつ新たな日本バレーボール協会としての方向性も加味して原案を作成している。ついては本件につきご審議願いたい。

(1) 第4条「理事会の開催」について

定例理事会を1月、3月、6月、10月に開催し、臨時理事会は必要があると認めた時に開催する。3月は事業計画及び予算、6月は事業報告及び決算が必須の案件となり、また1月及び10月は、理事会運営規程第12条第1項の報告(四半期)を行う必要がある。

(2) 第13条「議事録」について

法人移行前の主務官庁であった文部科学省から、決議の結果について「賛成〇名、反対〇名により承認可決」と記載するように指導されていた。新公益法人制度も同様の考え方をしている。決議の進行方法として「ご異議のある方が無ければ承認されたものとする」として「全会一致で承認可決」と議事録に記載する方法が一般的慣習となっている。しかし一方で、新法令の条文では「理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する」と定めている。

理事会議事録は公開を前提にしているため、透明性という観点から賛否数を記載する方法が望ましいとも考えられる。また市民感覚からみると、案件すべてが全会一致とい

う状況は奇異に映るかもしれない。これらのことから、議事録に賛否数を記載することについて次の2案を提案するのでご審議願いたい。

(A案) 決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数及びその氏名を記載する。

(B案) 決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数を記載する。

上記について以下のような議論があった。

「A案、B案両方に反対。法令に定められているのならば別だが、特別決議のみ行い、それ以外は反対意見を促して出なければ全会一致として良いのではないか」

(定款に定めた理事会の決議方法に、特別決議はない。・事務局注)

「常識的に考えて、殆どの案件が全員一致となるのは奇異。従って議決数を入れるのが適当。B案の数のみ記載するほうにしてはどうか」

「B案が採用となった場合、案件により数だけでなく名前も載せてほしいという要望が出た場合はどうするか」

(立木代表理事)

次に、議事録に各理事のほかの発言主旨及び発言者氏名を記載することについてご審議をお願いしたい。従前の議事録では、発言主旨は記載するものの発言者氏名は記載していなかった。これは活発な議論を行うため、発言者氏名の記載を差し控えるという理事会合意に基づくものだった。条文には、このことについて触れていないが、加えるという結論になった場合は、第2項を以下のように加筆する。

2 議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領、発言者の氏名及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。

上記について以下のような議論があった。

「発言を文字に起こす際、発言者の言葉のニュアンスまで伝えることが難しい。そのため、氏名は記載しないほうがよいのでは」

「氏名は入れないほうがよい。インターネット社会で発言者の言葉尻だけを取られるリスクを考慮したほうがよい」

「議事録は法令等で一般に公開することが義務付けられているのか」

「従前から本会として公開することを前提に作成している」

(立木代表理事)

議事録に賛否数を記載することについてはB案を採用し、案件により数だけでなく名前も載せてほしいという要望が出たとしても、それは記載しないという内容で、採決を行いたい。

また、議事録に各理事のほかの発言主旨及び発言者氏名を記載することについては、

氏名は記載せず、発言のみを記載するという内容で採決を行いたい。

以上のおり趣旨説明があり、理事会は理事会運営規程について諮り、賛成 11 名、反対 0 名で承認可決。

2. 公益財団第 1 期(2011/2/1～2011/3/31)の事業計画と予算について

(岩満理事 事務局長) 資料により説明。

定款に則り公益財団第 1 期(2011/2/1～2011/3/31)の事業計画と予算を作成した。本件についてご審議いただきたい。

以上のおり趣旨説明があり、理事会は、公益財団第 1 期(2011/2/1～2011/3/31)の事業計画と予算について諮り、賛成 11 名、反対 0 名で承認可決。

3. 寄付金等取扱規程について

(岩満理事 事務局長) 資料(規程案)に基づき説明。

法人税の関連事項に「特定公益増進法人」があり、これに該当する法人は寄付優遇措置の対象となる。公益認定を受けたことで、2 月 1 日より本会は特定公益増進法人と同様の取扱いを税法上受けられることになった。具体的には、個人が本会に寄付をするとその人の所得税計算の際、最大で所得金額の 40%-2,000 円まで控除することが認められる。

また法人が本会に寄付をすると、寄付を拠出した法人には一般寄付金の他に別枠である一定の金額まで損金算入することが認められる。

このことは換言するならば、公益認定により本会は寄付を受けやすくなったということになる。しかし、同時に寄付金に名を借りた不適切な取引が行われないよう内部管理を十分行うことが求められる。このようなことから公益財団法人として寄付金の取扱規程を定めておくことが肝要だと考える。

以上のおり趣旨説明があり、理事会は、寄付金等取扱規程について諮り、賛成 11 名、反対 0 名で原案通り承認可決。

4. 次期役員候補者推薦委員会の設置及び委員選任等について

(立木代表理事) 説明。

第 211 回理事会において、次期役員の選出方法について議決したが、公益財団法人の第 1 回理事会となるこの理事会でもう一度考えたい。第 211 回理事会では、委員の内訳は、評議員 2 名、理事 2 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び代表理事就任予定者 1 名の合計 7 名 としたが、継続性を考慮して、私が委員として入ることを考えたい。

そこで、この理事会では委員会を設置すること及び委員のメンバーを次の7名とすることについてご審議願いたい。

清水雅彦(評議員)
山田道人(評議員)
立木正夫(代表理事)
中野泰三郎(理事)
三屋裕子(理事)
高橋治憲(監事)
三浦純子(事務局員)

採決の前に「事務局からとういことであれば、事務局の長である事務局長にすべきではないか」との意見があったが、「前回の第211回理事会でガバナンスを考えると事務局職員が入ることは非常に意義がある、という賛成意見があり議決されている。事務局員というのは事務局職員ということであり、その意見には賛成しかねる」との第211回理事会議決事項の確認があった。

以上のおり趣旨説明があり、理事会は、次期役員候補者推薦委員会の設置及び委員選任について諮り、賛成11名、反対0名で承認可決。

5. その他

第1期功労者Ⅱ表彰について

(岩満理事 事務局長) 資料により説明。

公益財団法人日本バレーボール協会第1期(2011/2/1～2011/3/31)の功労者Ⅱ表彰候補者として以下の2名の方の推薦があり、表彰委員会で審査し、表彰等基準を満たしていた。ついでには2名の表彰についてご審議願いたい。

岩佐正男氏(宮城県協会副理事長)
稲葉龍三氏(群馬県協会副会長)

以上のおり趣旨説明があり、理事会は、第1期功労者Ⅱ表彰について諮り、賛成11名、反対0名で承認可決。

名誉顧問について

(立木代表理事) 説明。

定款第46条に定めている名誉顧問について、2011年4月末の臨時評議員会終結の時までを任期とし、松平康隆元会長を名誉顧問とすることについてご審議いただきたい。

以上のとおり趣旨説明があり、理事会は、松平康隆元会長を名誉顧問とすることについて諮り、賛成 11 名、反対 0 名で承認可決。

以上で全議事を終了、18 時 00 分閉会。